

平成27年8月7日

答申第568号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「転勤者用住宅制度における緊急報道用住宅（本部）の指定に係る文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はNHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書として、「緊急報道用住宅（本部）について」を開示することとする。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として、「緊急報道用住宅（本部）について」を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月7日（第221回審議委員会）

第583号諮問、審議、答申